

## 河内長野市日本遺産推進協議会条件付き一般競争入札実施要領

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
河内長野駅歩道橋蹴上部分看板設置業務
- (2) 業務場所  
河内長野市本町（別紙仕様書位置図参照）
- (3) 履行期間  
契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (4) 業務概要  
階段看板 (A) W2000mm\*H90mm\*28段 = 5.04㎡  
階段看板 (B) W3200mm\*H90mm\*24段 = 6.91㎡  
デザイン = 2案
- (5) 予定価格  
4,132,000円（税抜き）
- (6) 最低制限価格  
3,588,000円（税抜き）

### 2 入札手続き等の方法

本入札は、郵便入札により実施し、それ以外の方法による入札は受け付けない。

### 3 入札参加資格

- (1) 令和6年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。
- (3) 河内長野市建設工事等指名停止要綱（平成13年河内長野市要綱第51号）に基づく指名停止を受けていない者。
- (4) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（以下「近畿府県」という。）外において業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者。
- (5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者。
- (6) 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年河内長野市要綱第47号）第3条に規定する入札等排除措置要件に該当しない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）。

- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者。

#### 4 入札書等の提出

##### (1) 提出書類

ア 入札書（様式1）

イ 費用内訳書（様式2）

※河内長野市観光ポータルサイトからダウンロードすること。

##### (2) 提出期限

令和6年12月20日（金）午後5時 [必着]

##### (3) 提出場所

〒586-8501河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所4階  
河内長野市日本遺産推進協議会事務局（河内長野市産業観光課内）

##### (4) 提出方法

提出書類は封筒に入れ封緘し、封筒の表面に入札書在中、宛先及び業務名、裏面に入札者の住所（所在地）、商号又は名称及び代表者氏名を記入して、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は持参（土・日・祝休日を除く市役所開庁日の午前9時から午後5時30分までに限る。）により提出すること。

※封筒の大きさは不問。また、二重封筒にする必要はありません。

#### 5 設計図書等の取得及び設計図書等に関する質疑の方法

##### (1) 設計図書等は、次の方法により取得するものとする。

###### ア 取得方法

河内長野市観光ポータルサイトからダウンロードし、データを保管しておくこと。

###### イ 取得期間

令和6年12月2日（月）午前10時から令和6年12月20日（金）正午まで

##### (2) 設計図書等に関する質疑及び回答は、次のとおり行うものとする。

###### ア 質疑受付

令和6年12月6日（金）午前9時から正午までに限り、メール（kankou@city.kawachinagano.lg.jp）により受け付ける。なお、件名は「河内長野駅歩道橋蹴上部分看板設置業務に関する質疑」とし、電話連絡により受信確認を行うこと。

###### イ 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年12月10日（火）に河内長野市観光ポータルサイトに掲載する。

## 6 契約条項を示す場所

河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所4階  
河内長野市日本遺産推進協議会事務局（河内長野市産業観光課内）

## 7 入札方法等

- (1) 落札価格は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を減じた金額）をもって入札を行うこと。
- (2) 入札回数は、1回とする。

## 8 開札

令和6年12月23日（月）午前10時から

入札者の立会は不可とし、当該入札に関係のない職員が1名以上立ち会うものとする。

なお、開札の結果、落札となるべき同一金額の入札をした者が2者以上あるときは、くじの実施により落札候補者を決定する。

### （※）くじの実施方法

- ①くじ対象者の競争入札参加資格有資格者名簿の業者番号が小さい順に、0、1、2……とくじ対象者番号を割り当てる。
- ②くじ対象者が入札書に記入したくじ用数値（001～999の3桁の任意の数字）の合計をくじ対象者数で除した余りの数が、くじ対象者番号と一致する者を落札候補者とする。

## 9 入札結果の公表

令和6年12月23日（月）午後1時から

河内長野市観光ポータルサイトに掲載し、落札候補者へは電話でも連絡するものとする。

## 10 落札者の決定

落札候補者が決定したときは、事後審査を行い、その結果、落札候補者が入札参加資格を有すると認められるときは、当該落札候補者を落札者と決定する。なお、入札参加資格を有すると認められないときは、次順位者を落札候補者とし、事後審査を行うものとする。次順位の落札候補者も入札参加資格がないと認めるときは、さらに次順位者について事後審査を行うものとし、以下同様とする。

11 入札の無効

次の各事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本実施要領に示す入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの
- (3) 本業務の入札について2以上の入札書を提出したもの
- (4) その他本実施要領の条件に違反した入札

12 入札保証金・契約条件等

入札保証金	免除。ただし、落札者が契約の締結に応じないときは、落札価格の100分の3に相当する額を河内長野市日本遺産推進協議会に納めるものとする。
契約保証金	必要(契約金額の100分の5以上の額)。ただし、河内長野市契約事務規則(平成8年河内長野市規則第7号)第44条第2項に該当する場合は、同規定に準じて免除する。
支払条件	完了払い
契約不適合責任期間	不適合を知ったときから1年間

13 入札の延期又は中止

入札者の数が1に満たない場合は、本入札を中止する。

14 その他

本実施要領を承認のうえ、入札すること。

なお、本実施要領に記載のない事項については、河内長野市契約事務規則の規定に準じて取り扱うものとする。

【問い合わせ】

河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所4階

河内長野市日本遺産推進協議会事務局(河内長野市産業観光課内)

電話:0721-53-1111 内線480・489